

お元気ですか

元気に生き生きと暮らすために

～福まち活動 30 周年を迎えて～

声かけ運動

福まち活動が 30 周年を迎えました。平成7年に町内会の役員会で会長さんから「これからはみんなでお年寄りをお世話する時代になったのだよ」と言われた時、それほどに実感はありませんでした。

各町内会では、福祉推進委員会を作り、幌北地区社会福祉協議会が、研修会などで民生児童委員と協力して見守り活動を行うよう啓蒙活動を行い、秋には福祉関係者と高齢者の「ふれあい交流会」を毎年実施してきました。

行政の方も、介護予防センターの指導の下、地域でまちづくりセンターや銭湯の脱衣所を利用したりして「すこやか倶楽部」実施しました。ゲームなど笑いの絶えない楽しい集まりを経験し、多くの高齢者から喜ばれました。

高齢者が徐々に増加するにつれて、社会福祉協議会の活動主体として、福祉のまち推進センターの運営委員会を立ち上げ、各町内会の福祉推進委員会の活動を毎月交流することにしました。各町内会の交流によって、お互いに学びあう姿勢が出来てきたと思います。

運営委員会では、福祉マップの活用、65 歳以上名簿の貸し出し、救急キットの配布、町内サロンの情報交流、見守り活動の状況交流、研修会、広報紙の発行、高齢者のお出かけ行事として福祉親睦旅行等を行ってきました。

子どもさんについては、幌北児童会館で民生児童委員会と、福まちとそれぞれ毎月子育てサロンを実施してきました。北大の留学生や外国人職員の子どもさんなども参加され交流の機会にもなってきました。

これからも、地域の福祉推進委員会が協力して、漏れのない福祉活動を行えるよう努力していきたいものです。



子育てひろば



福祉推進委員会



研修会(見守りネットワーク)

デジタル関係消費者トラブルを防ぐ

～令和7年度第1回 幌北地区福まち研修会～

研修会のタイトルは、「デジタル消費者トラブルを防ぐための豆知識」として、ジュニア（北辰中学校3年生）と幌北シニアが異世代交流しながら学ぶデジタル消費者教育講座です。

今回、講師をして頂いた北海道消費者協会のデジタル推進担当部長の道高真理氏から提案があり検討の結果、開催の運びになりました。

研修会は6月3日火曜日の平日なので、家庭科の「消費生活」と位置づけされ午後の50分間の授業として開催されました。

3年生約200名とシニア50名が参加して北辰中学校体育館を会場に盛大に開催されました。会場では、シニア1名に3年生が3～4名で50グループを作り異世代が一緒になって研修を受けました。

最近特に増えてきているのが、高校生の一部がはまっている課金ゲーム等の支払いに親のクレジットカードを無断で決済に使用していることでトラブルになっていることです。これは高校生になってからより、中学生のうちに事前に消費者被害の事を知りトラブルにあわないことが重要です。

一方シニア世代ですが、スマホを使いこなす過程で知らないうちに悪徳商法に騙されて返品できない等のトラブルに巻き込まれてしまうケースが増えてきています。

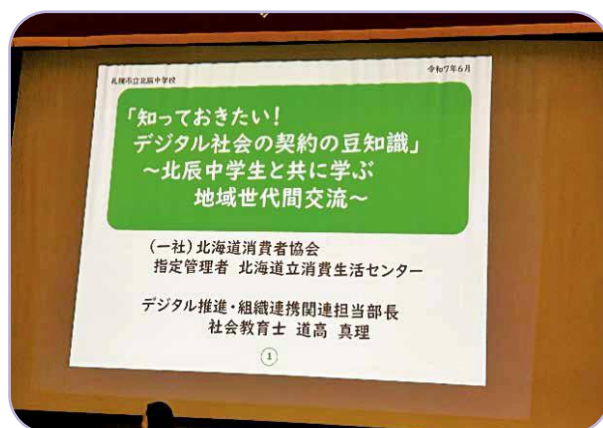
今までは、シニア・ジュニアのそれぞれで行われてきたデジタル消費者被害防止講座を、学校という場を通して双方が世代間を超えて対話を通して学習し合うということが目的です。

札幌市内では初めての試みでした。3年生は自分用にタブレット端末を持っており、いくつかの講師の質問に対し、シニアと話し合った結果を即座に回答していました。

このように、複数の中学生と一緒に話をすることは日常生活では全くありませんので、大変感動的で嬉しいひと時でした。

研修の最後に3年生に質問し、アンケートを集約した結果は、ほとんどのジュニアが被害を防ぐ知識は高まったと回答、また世代間交流では地域の人と話が出来たり、いろいろなことを聞けるためになったとの回答が寄せられました。

ジュニアにもシニアにも共にとても有意義な講座でした。



健全な社会復帰を！

～地域とともに歩む保護司活動～

北区保護司会 鉄西・幌北分区 分区長 小口悦朗

私たち保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣からの委嘱を受け、北区保護司会 鉄西・幌北分区として現在6名（R7.12.1付けで3名委嘱予定）が保護司として活動しています。

なぜ犯罪や非行をした人の支援が必要なのか。犯罪や非行により裁判所で何らかの処分を受けた人たちも、いずれは社会に戻ってきます。その際、いかに本人が反省し、やり直そうと思っても、本人が有するハンディキャップや社会の側のバリアなど様々な要因により、社会の中に居場所（住まいや就職先、相談相手になってくれる人や組織など）が得られず、再犯や再非行に至ってしまうケースも少なくありません。再犯や再非行に至ってしまうことは、本人にとって残念な結果というだけでなく、新たな被害者を生むことになり、ひいては地域社会における平穏な暮らしが脅かされることにもなってしまいます。

安全安心な地域社会を実現するには、犯罪や非行をした人が過ちを繰り返さないようにすることが大切であり、そのためには、彼らを社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れて、立ち直りを支えていくことが重要です。

具体的な活動

① 犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動

「保護観察と矯正施設収容中の者の生活環境の調整（面接）」

② 安全安心な地域づくりを行うための活動（北更生保護女性会 鉄西・幌北分区と協働）

「"社会を明るくする運動"をはじめとする犯罪予防活動」

鉄西夏まつり社明啓発



社明作文募集



社明作文表彰



③ 自主的な勉強会及び研修会活動（北更生保護女性会 鉄西・幌北分区と協働）

定例会



裁判傍聴



新年交礼会



高齢者の方々が、住み慣れた地域で、 くらし続けるために応援してください。

札幌市および社会福祉協議会では、高齢者や障がいのある方を対象として、通院や買い物などの外出時に支障となる、道路に面した住宅の出入り口と玄関先までの通路（敷地内）を地域協力員が除雪する福祉除雪事業を行っています。

また、除雪を行うとともに、利用世帯の方の見守りにも繋がる活動となっています。地域協力員としてご参加いただける個人・企業・団体等を募集します。

除雪の内容

- ① 除雪は、生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日に1日1回実施します。降雪のたびに実施するものではありません。
- ② 道路に面した出入口は1.5m程度、出入口から玄関先まで（敷地内）の通路部分は歩行に支障のないよう幅80cm程度で除雪します。
道路に面した出入口付近の除雪は1カ所のみとし、車庫前およびロードヒーティング使用部分は除きます。
排雪は行いません。通路部分で除雪した雪は、敷地内に堆積します。
また、歩道除雪路線については、歩道と車道の間は除雪しません。
- ③ 実施期間…令和7年12月1日（月）～令和8年3月20日（金・祝）
- ④ 除雪作業は、利用者から時間指定はできません。実施時間は除雪車による道路除雪の作業終了後からお昼の12時までとし、大雪等やむを得ない場合には、実施が遅れることがあります。
- ⑤ 敷地内の通路部分が著しく長い場合、除雪内容（範囲や時間帯等）についてご相談させていただくことがありますので、予めご了承ください。

募集内容

ご協力者の年齢・性別を問いません。ひとつの世帯を家族、お仲間など複数の方で除雪いただくことも可能です。

申込期間

令和7年8月12日（火）～9月16日（火）

申込方法

ご協力いただける方は、北区社会福祉協議会に登録していただきます。

※ 登録・お申し込みなどの詳細は

北区社会福祉協議会へ 電話 757-248

福祉除雪ボランティア募集中!!

札幌北地区福祉のまち推進センター

